

令和8年4月20日

上毛町長 坪根 秀介 様

上毛町特別職報酬等審議会  
会長 奥野 和浩

上毛町議会議員の報酬額等について（答申）

令和8年3月23日付7上総第2265号で諮問された上毛町議会議員の報酬額等について、慎重に審議した結果、当審議会の意見を付して下記のとおり答申します。

記

1 答申内容

報酬額については、次のとおり改訂することが適当である。

	改訂後の額	現行の額	差額
議長	320,000円	273,000円	47,000円
副議長	270,000円	227,000円	43,000円
議員	260,000円	217,000円	43,000円

なお、審議にあたっては、近年の社会情勢、県内市町村における状況、町の財政状況等、以下の点を踏まえて審議を行った。

- ① 近年の急激な物価高騰により賃金等、人件費全体が増額傾向にある。
- ② 特別職の報酬については、平成17年の上毛町誕生以降、見直しは行っていない。
- ③ 議会議員の報酬額は、県内町村平均と比較すると、4～5万円程度低い状況にあり、同程度の人口規模（5,000人以上～10,000人未満）の町村平均と比較しても、2～3万円程度低い状況にある。
- ④ 町の財政状況については、令和6年度決算において、歳入全体に占める地方交付税等の依存財源の割合が6割を超えており、町税等をはじめとする自主財源の確保が引き続き課題ではあるものの、町債残高は県内で最も低く、基金から町債を引いた残高についても、県内2位の高い水準を維持している。

- ⑤ 一般職の職員の給与改定については、毎年人事院勧告に準じた改定を行っているが、近年は、増額改定が続いている。また、初任給についても、平成18年度と比較すると、高卒、大卒ともに約6万円の増額となっている。
- ⑥ 消費者物価指数についても、近年上昇が続いている。

これらを踏まえ、慎重に審議を行った結果、報酬等の額を「引き上げるべき」とし、引き上げ幅については、「議会から提案のあった県内市町村の平均値を採用することが妥当」であるとの結論に至った。

## 2 付帯意見

- ・ 議会議員の報酬額の見直しを行う際は、町の財政状況を考慮すること。
- ・ 社会情勢等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じ本審議会を開催すること。

## 3 審議経過

第1回	令和8年3月23日（月）	諮問及び審議
第2回	令和8年4月20日（月）	審議及び答申

### 《資料》

- (1) 上毛町特別職報酬等審議会条例
- (2) 上毛町情報公開条例（抄）
- (3) 上毛町特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例
- (4) 上毛町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- (5) 議員報酬の見直しについて（議会からの報告）
- (6) 特別職給料及び議会議員報酬の状況及び県内町村との比較
- (7) 議会議員の報酬改定に伴う財政負担額等
- (8) 令和6年度上毛町一般会計決算
- (9) 令和7年度上毛町一般会計予算
- (10) 上毛町一般職の給与改定の状況
- (11) 消費者物価指数

### 上毛町特別職報酬等審議会

会 長	奥 野 和 浩
会長職務代理者	穴 田 矩 正
委 員	林 田 卓 也
委 員	宮 本 健 一
委 員	坪 根 久